

韓国知的財産ニュース 2018年8月前期

(No. 372)

発行年月日：2018年8月16日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、8月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

- 1-1 [議員立法]不正競争防止および営業秘密保護に関する法律一部改正法律案
- 1-2 [議員立法]下請取引の公正化に関する法律一部改正法律案
- 1-3 特許法施行規則一部改正令(案)立法予告
- 1-4 実用新案法施行規則一部改正令(案)立法予告
- 1-5 デザイン保護法施行規則一部改正令(案)立法予告
- 1-6 商標法施行規則一部改正令(案)立法予告

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、「知的財産学」単位銀行制の2学期受講生を募集
- 2-2 特許庁、2018年上半期の優秀な審査官、審判官を選定
- 2-3 特許庁、夏より熱い創造発明教育の学術祭を開催
- 2-4 特許庁、外国法人の委任状に関する規制緩和
- 2-5 「3Dプリンティング分野」の功労者に特許庁長賞を授与

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 美しいハングル商標を探しています
- 4-2 社会的企業の商標出願が活発

その他一般

- 5-1 AI関連の特許競争が加速化、独走するサムスン電子をETRI・SKTが追撃
- 5-2 創造経済革新センターの機能強化、地域特化事業から地方起業のハブ

まで

- 5-3 大企業の革新センター離れが進む
- 5-4 サムスンの未来技術育成事業、研究課題に 428 件、5,389 億ウォンを支援...、今後、第 4 次産業革命に集中

法律、制度関連

1-1 不正競争防止および営業秘密保護に関する法律一部改正法律案

議案情報システム (2018.8.1)

不正競争防止および営業秘密保護に関する法律一部改正法律案

議案番号：2014711

提案日：2018.08.01

提案者：自由韓国党 キム・ギュファン（金奎煥）議員外 9 人

<提案理由及び主要内容>

現行法には営業秘密侵害行為によって得られた利益額を、営業秘密の侵害を受けた者の損害額と推定するという規定があるが、営業秘密侵害行為による利益がないとしても侵害行為それ自体により、営業秘密の経済的価値が損なわれた部分について損害額を認めると明記した規定はない。

営業秘密は秘密として維持されなければ価値がなくなる。他人が不正な方法で営業秘密を取得した瞬間から経済的価値は損なわれ、開発や秘密維持に投入された努力が水泡に帰すことになるため、経済的価値が損なわれた部分についても損害額を認めなければならない。

そこで営業秘密侵害行為により、営業秘密の経済的価値が損なわれた部分についても経済的価値の評価額、又は開発や秘密維持に投入された努力や費用などを考慮し、損害額を認める方向にする（(案) 第 14 条の 2 第 5 項新設）。

下請取引の公正化に関する法律一部改正法律案

議案番号：2014809

提案日：2018.08.08

提案者：共に民主党 イ・ハギョン（李学泳）議員外9人

<提案理由および主要内容>

技術奪取はその侵害法益が単純な契約・債務不履行と異なるだけでなく、被害対象となった該当中小企業の損害発生に限らず、全体中小企業の技術開発の誘因を阻害する。その結果、韓国産業の競争力低下を招くため、必ず根絶させなければならない公益侵害行為であるにもかかわらず、依然として大企業による中小企業の技術奪取行為は行われている。

現行「下請取引の公正化に関する法律」には損害額の3倍以内で損害賠償責任を負う3倍訴が導入されているが、損害賠償額が不十分であるうえ、損害額それ自体の算定基準についても規定されておらず、中小企業はその被害事実を立証することが困難であり、ほとんど裁判を起こさない傾向が強い。さらに、技術奪取は専属告発制度の対象となっているため、技術奪取を抑制するための監視に検察と警察の参加を呼び掛けることが難しい。

これを受けて、技術流出・流用に限っては損害額の10倍にまで賠償責任を負わせ、技術流出・流用により営業上の利益を侵害された者が訴訟をより容易に進め、損害補填を効果的に受けることができるように、既に「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」と「特許法」に導入されている損害額の推定規定を「下請取引の公正化に関する法律」にも新設し、技術流出・流用に限って専属告発制度を廃止するためである（（案）第32条、第35条及び第35条の2）。

特許法施行規則一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

特許審査順位の公正性を確保するために、審査官が専門機関に先行技術調査を依頼する場合は、審査長の確認を受けることを規定する一方、現行特許法施行規則に明記された電子化機関の役職員が秘密保持義務を守らない場合、電子化機関に対する是正措置および委託取消に関する事項の特許法に引き上げるという内容の改正「特許法」（法律第15582号、2018. 4. 17 公布、2018. 10. 18 施行）を反映するためである。

2. 主要内容

イ. 審査順位に関する審査長の確認規定の新設（(案) 第 38 条）

審査官が専門機関に先行技術調査を依頼する場合、審査順位に対して審査長（パート長）の確認を受けることを規定する。

ロ. 特許法の改正に伴う現行規定の削除（(案) 第 120 条の 3）

特許法改正事項（現行施行規則に明記された電子化機関の役職員の秘密保持に関する事項の特許法に引き上げる）を反映するために、現行規定を削除する。

3. 意見提出

特許法施行規則一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2018 年 9 月 27 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：特許審査制度課長）にご提出ください。また、一部改正令案の全文を読みたい方は特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr> 冊子/統計→法令および条約→立法予告)をご確認ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ. 氏名（法人、団体の場合、その名称と代表者名）、住所および電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

特許庁特許審査制度課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 601 号
（〒35208）

電話：(042) 481-5399、ファックス：(042) 472-4743

電子メール：jyhyun75@korea.kr

実用新案法施行規則一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

実用新案審査順位の公正性を確保するために、審査官が専門機関に先行技術調査を依頼する場合は、審査長の確認を受けることを規定するためである。

2. 主要内容

イ. 審査順位に関する審査長の確認規定の新設（（案）第9条）

審査官が専門機関に先行技術調査を依頼する場合、審査順位に対して審査長（パート長）の確認を受けることを規定する。

3. 意見提出

実用新案法施行規則一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2018年9月27日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：特許審査制度課長）にご提出ください。また、一部改正令案の全文を読みたい方は特許庁ウェブサイト（<http://www.kipo.go.kr> 冊子/統計→法令および条約→立法予告）をご確認ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ. 氏名（法人、団体の場合、その名称と代表者名）、住所および電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

特許庁特許審査制度課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 601 号
（〒35208）

電話：（042）481-5399、ファックス：（042）472-4743

電子メール：jyhyun75@korea.kr

デザイン保護法施行規則一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

「デザイン文書の電子化機関の役職員による秘密漏洩に関する措置」の内容をデザイン保護法施行規則からデザイン保護法に引き上げる（法律第 15579 号、2018. 4. 17 公布、2018. 10. 18 施行）することにより、関連規定の削除が必要となり、日没規制に関する検討期限の到来（2019. 1. 1）による 国務調整室の日没規制審査の結果を反映するとともに、出願人の錯誤などにより、同一書類が重複提出された場合、差し戻すことがきる根拠を作るなど、現行制度の運営上、現れた一部の問題点を改善・補完するためである。

2. 主要内容

イ. 「デザイン文書の電子化機関の役職員による秘密漏洩に関する措置」の内容の削除（（案）第 96 条）

デザイン登録出願中のデザインに関する秘密保持およびデザイン文書の電子化業務を効率的に行うために、必要であれば、その業務の委託を受けた者には是正措置を要求することができるという規定を削除する。

ロ. 国務調整室の日没規制に対する審査結果の反映（（案）第 102 条）

国際出願書など提出書類の作成について「英語」のみにすることは、出願人の便益を図るという面で日没規制としてそのまま維持し、3 年後再び検討することにする。デザイン文書の電子化機関が保有する人材の要件については、政府固有の業務遂行に必要な最小限の要件であるため、非規制対象となり削除する。

ハ. 不適法に提出された出願書類などの差し戻し（（案）第 24 条）

出願人の錯誤などにより、同一人物が同じ内容の書類を重複提出した場合、適合すると認められた書類のみを受理し、残りは差し戻すことで、出願人にとっての煩わしい手続きを簡素化する。

3. 意見提出

デザイン保護法施行規則一部改正令案について意見がある機関、団体、又は個人は、2018 年 9 月 27 日（木曜）までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて法令案を確認した後、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長にご提出ください。

- イ. 予告事項に対する賛否意見とその理由
- ロ. 氏名（団体の場合、団体名と代表者名）、住所、電話番号
- ハ. その他の参考事項など

※宛先

大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟特許庁デザイン審査政策課（〒302-701）
電子メール：manstar@korea.kr
ファックス：(042) 472-7470

4. その他の事項

改正案の詳細については、特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）の「立法予告」を確認するか、特許庁デザイン審査政策課（電話 042-481-5766、ファックス 042-472-7470）までお問い合わせください。

1-6 商標法施行規則一部改正令（案）立法予告

電子官報（2018.8.14）

商標法施行規則一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

「商標文書の電子化機関の役職員による秘密漏洩に関する措置」の内容を商標法施行規則から商標法に引き上げる（法律第 15581 号、2018. 4. 17 公布、2018. 10. 18 施行）することにより、関連規定の削除および整理が必要となり、日没規制に関する検討期限の到来（2019. 1. 1）による国務調整室の日没規制検討の結果を反映するとともに、出願人の錯誤などにより、同一書類が重複提出された場合、差し戻すことがきる根拠を作るなど、現行制度の運営上、現れた一部の問題点を改善・補完するためである。

2. 主要内容

- イ. 「商標文書の電子化機関の役職員による秘密漏洩に関する措置」の内容の削除および整備（（案）第 96 条、第 97 条、第 98 条）

商標登録出願中の商標に関する秘密保持および商標文書の電子化業務を効率的に行うために、必要であれば、その業務の委託を受けた者に是正措置を要求することができるという規定と、商標文書の電子化機関が施設を備えていない、人材要件を満たさない、是正要求に従わない場合は、委託を取消することができるという規定を削除し、規定を整備する。

ロ. 国務調整室の日没規制に対する検討結果の反映（(案) 第 101 条）

商標専門調査機関の指定取消および業務停止基準は、最小限の制裁処分に関連する事項のため、日没を解除する。商標文書の電子化機関に関する指定基準および指定取消は、政府固有の業務遂行に必要な最小限の要件であるため、規制対象とならない。

ハ. 不適法に提出された出願書類などの差し戻し（(案) 第 25 条）

出願人の錯誤などにより、同一人物が同じ内容の書類を重複提出した場合、適合すると認められた書類のみを受理し、残りは差し戻すことで、出願人立場にとっての煩わしい手続きを簡素化する。

3. 意見提出

商標法施行規則一部改正令案について意見がある機関、団体、又は個人は、2018 年 9 月 27 日（木曜）までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて法令案を確認した後、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長にご提出ください。

イ. 予告事項に対する賛否意見とその理由

ロ. 氏名（団体の場合、団体名と代表者名）、住所、電話番号

ハ. その他の参考事項など

※宛先

大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟特許庁商標審査政策課（〒302-701）

電子メール:kje189@korea.kr

ファックス：(042) 472-3468

4. その他の事項

改正案の詳細については、特許庁商標審査政策課（電話 042-481-5377、ファックス 042-472-3468）までお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 特許庁、単位銀行制の「知的財産学」科目の2学期受講生を募集

韓国特許庁 (2018. 8. 6)

韓国特許庁は8月6日(月曜)から8月23日(木曜)まで約3週間にかけて、2018年2学期の「知的財産学」単位銀行制のオンラインコースの受講生を募集する。

*単位銀行制とは、「単位認定等に関する法律(法律第13229号)」に基づき、教育部が認める教育機関で取得した単位を集め、一定の基準を満たした受講生に学士の学位を授与する制度

特許庁の国際知識財産研修院が無料で提供する「知的財産学」専攻のコースには、高校卒業者、又は同等の学歴を持つ一般人なら誰でも参加することができる。2015年に運営を開始し、2017年には初めて知的財産学部の学位者を輩出した。

2018年1学期に5,308人が単位を取得しており、2学期には「知的財産の概論」、「商標法」、「著作権法」、「研究開発と知的財産」、「知的財産権の管理論」、「インターネットと知的財産権法」に加え、受講生のニーズを反映して開発した実習中心科目である「特許情報の調査と分析」、「技術移転とライセンスの理解」の8科目を開設する。

受講申込は、特許庁の国際知識財産研修院の単位銀行制のウェブサイト

(<http://cb.ipacademy.net>)で行い、2学期の授業は8月31日から12月14日までの15週間、行われる予定である。

特許庁の国際知識財産研修院長は「第4次産業革命をリードしていく知的財産分野の専門人材を輩出するために、教育コンテンツとカリキュラム開発を継続的に拡大し、強化していきたい」と述べた。

2-2 特許庁、2018年上半期の優秀な審査官・審判官を選定

韓国特許庁 (2018. 8. 6)

韓国特許庁は8月7日(火曜)午後4時、政府大田庁舎大会議室で高品質の審査を行い、審査品質の向上に寄与した優秀な審査官などを選定し、授賞する。

最優秀審査官にはオ・グタク審査官（商標デザイン審査局）、イ・ヨンホ審査官（特許審査企画局）、ナム・ベイン審査官（特許審査1局）、イ・ヘイン審査官（特許審査2局）、イ・ソンヒョン審査官（特許審査3局）が、最優秀審判官にはペク・ヨンラン審判官（審判7部）が選定された。

この他、審査分野で優秀審査官40人（最優秀審査官を含む）、優秀審査パート長15人、スキルアップ優秀審査官8人、優秀審査部署10部署、品質プラス優秀審査パート2つを、審判分野で優秀審判官6人（最優秀審判官を含む）、優秀訴訟遂行官1人、優秀審判部2部を選定した。

特許庁は審査・審判の品質コンテストを開催し、個別審査案件に対する審査評価の結果、各種審査品質の指標および品質向上への努力度を反映し、受賞者を選んだ。

今年からは審査の実体的な部分に対する審査品質を高めるために、進歩性の判断をめぐる争点に関する優秀な進歩性の判断ガイドラインを設けた2つの審査パートに「品質プラス優秀賞」を授与することにした。

特許庁長は「今年上半期に審査品質に関する革新方策を設けており、下半期からは審査品質の革新に向けた取り組みを本格化する」と強調し、「パート長を中心とする協議の活性化を促進し、審査の脆弱な部分について企画的に診断し、誤った審査慣行を改善するなどして、国民が体感できるように審査品質の向上に努めてほしい」と訴えた。

2-3 特許庁、夏より熱い創造発明教育の学術祭を開催

韓国特許庁（2018.8.8）

- 第7回創造発明教育の連合学術祭を開催 -

韓国特許庁は、創造発明教育分野の最高の専門家グループである韓国創造力教育学会、韓国科学教育学会など9つの学術協力学会（*）と共同で「創造発明教育の連合学術祭」を8月9日（木曜）午前9時、ソウル大学で開催する。

*韓国創造力教育学会、韓国科学教育学会、韓国英才学会、韓国英才教育学会、韓国技術教育学会、韓国実科教育学会、韓国相談学会、韓国職業教育学会、韓国創造性学会

今年で7回目を迎えるこのイベントは、「未来に向けた創造的挑戦、発明教育！」をテーマにした発明のトークコンサート、学術セミナー、進路教育セッションからなっている。

午前のイベントは、韓国人初の宇宙飛行士候補からベンチャー企業家に変身したエイチームベンチャーズ社の代表が、「メーカーの運動、そして製造業の第4次産業革命」と題した特別講演から始まる。

続いて、講演者と青年発明 CEO 大学生などがパネルとして参加し、発明分野に進路を決める上で考えるべき点、疑問に思っていた点などについて話し合い、悩んでみる発明・進路トークコンサートも開かれる。

午後のイベントでは、韓国創造力教育学会、韓国科学教育学会などの学術協力協会が、それぞれ創造的な発明教育をテーマにした学術セミナーを行う。

続いて、『人生発明（*）』の著者とソウル市教育庁が選定した発明英才 120 人余りが発明分野に進路を決めた自分の将来について想像し、表現するグループ体験活動も行われる。

*現役大学生でありながら、発明 CEO である 2 人の女性が発明で夢見る 20 代の姿について書いた伝記

特許庁産業財産政策局の局長は「第4次産業革命の時代を迎え、想像力と創造性を育む発明教育の重要性が増している」とし、「今回のイベントが、発明教育の関係者、児童・生徒、保護者などが発明教育を拡散させる案に対する知恵を絞り、発明による進路開拓について話し合い、体験するきっかけになることを期待している」と述べた。

2-4 特許庁、外国法人の委任状に関する規制緩和

韓国特許庁（2018.8.9）

外国法人による韓国への特許や商標出願がより簡単になる。韓国特許庁は委任状の「証明書類提出制度」を大幅に改善し、8月10日から施行すると明らかにした。

特許庁はこれまで、外国法人が韓国に特許や商標などを出願するために委任状を提出する際、その委任状に法人の代表者による署名がない場合、署名権限の有無を確認するために、公証書などの提出を要求してきた。

外国法人は特許出願の段階から委任状の公証書を提出しなければならないため、韓国に出願することは容易ではない。関連業界もこの制度について、外国企業の現実や署名文化を考慮しないものだと主張し、特許庁に制度改善を求めた。

これを受けて、特許庁は大韓弁理士会と共に、懇談会や実務協議、関係機関からの意見聴取などを行い、改善案を作り施行することにした。

今回の英文委任状に関する制度改善の主な内容としては、代理人が一般的な出願書類を提出する際、委任状以外に別途の証明書類を提出しなくて済むよう、処理基準を大幅に緩和したことが挙げられる。

ただし、特許出願の取下げや放棄のように、出願人に不利益が発生しかねない場合は、代理人に代理権があることを証明できる書類の提出を求める。

また、利害関係者などが代理権の有無に異議を唱える場合は、代理権をより具体的に確認することができる公証書を提出することにし、特許に関する手続き上で出願人の権利を積極的に保護する。

提出書類についても従来の公証書だけでなく、出願人（署名者）と代理人の両方に署名する権限があることを示す「署名権限認定書（確認書）（*）」までに拡大した。

- *署名権限認定書（署名者）：署名者本人に委任状に署名する権限があることを認めた書面
- *署名権限確認書（代理人）：代理人が委任状に署名した者に署名権限があることを確認した書面

特許庁長は「外国法人による英語委任状の書類提出の対象を不利益な権利関係に大幅に縮小し、提出書類も「署名権限認定書（確認書）」を追加することで、これまで外国法人が感じた公証書による不便さの相当部分を解決できるだろう」と述べた。

2-5 「3Dプリンティング分野」の功労者に特許庁長賞を授与

韓国特許庁 (2018. 8. 13)

- 3Dプリンティング分野の特許発明の創出と活用に貢献した者を選定-

韓国特許庁は、今年 3D プリンティング関連の特許発明を利用して、高い価値を生み出した人を表彰の対象に選定したと明らかにした。

表彰式は 9 月 6 日 (木曜) から 9 月 8 日 (土曜) まで開催される「第 5 回国際 3D プリンティング・ 코리아エキスポ (3DPIA 2018)」で行われる。

「3DPIA 2018」は、加盟企業 253 社が所属する 3D プリンティング産業協会が主催する。このイベントは 3D プリンティング産業の発展に功労のあった企業や研究所、学界の関係者に表彰状を贈るなど、功労者の苦勞をねぎらい、3D プリンティングの裾野を広げることを目指し、毎年行われる。

特許庁は 3D プリンティング分野における知財権の認識向上や強化のために、3D プリンティング産業協会が主管するこのイベントを後援しており、その一環として今回の特許庁長賞の授与が行われる。

今回、特許庁長賞は国民大学の教授と第一情報通信の代表が受賞することになった。

国民大学の教授は中大型産業用 3D プリンタの開発に大きく寄与した功勞が認められ、第一情報通信の代表は IoT ベースの 3D プリンティング分野で新技術を開発し、売上増加に寄与したことが認められ、受賞者に選ばれた。

特許庁特許審査 3 局の局長は「特許庁長賞の表彰式を契機に 3D プリンティング産業の発展に向けて、特許庁と 3D プリンティング産業協会の協力関係が一層深まることを希望している」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 美しいハングル商標を探しています

韓国特許庁（2018. 8. 1）

- 呼びやすい優秀なハングル商標探し! -

韓国特許庁はハングル商標の使用を奨励するために優秀なハングル商標を選定し、授賞する予定である。2016年に始まったこのイベントは、外国語の商標や何語か分からない用語などがあふれる中、親近感が湧くと同時に呼びやすく洗練されたハングル商標の使用拡大のために開かれる。

このイベントは、特許庁が主催し、文化体育観光部と国立国語院が後援する。8月1日（水曜）から8月15日（水曜）まで特許庁のウェブサイト（www.kipo.go.kr）で本人の登録商標を応募し、他人の登録商標を推薦することができる。

応募や推薦できる登録商標は、2015年1月1日以降、設定登録されたハングル商標に限られる。他人の商標を模倣した商標、商標ブローカーの商標、審判・訴訟など、現在紛争中の商標などは、授賞対象から除外される。

応募作については、国立国語院の韓国語専門家がハングルの規則性や固有性など（計6つ）を基準に評価し、特許顧客によるオンライン上の投票順位と合算して、美しい商標（文化体育観光部長官賞：1点）、きれいな商標（特許庁長賞：1点）、呼びやすい商標（国立国語院長賞：5点）を選定して授賞する計画だ。

4-2 社会的企業の商標出願が活発

韓国特許庁（2018. 8. 7）

- 2007年に比べ、商標出願が3倍に増加 -

雇用不安や二極化など、最近の社会的問題の解決策の一つとして、社会的目的を優先的に追求して営業活動を行う社会的企業（*）の重要性が増し、関連企業の商標出願が急増していることが明らかになった。

*社会的企業：社会的弱者に社会サービスや雇用を提供し、地域社会への貢献などの社会的目的を優先的に追求しながら営業活動を行う企業や組織

韓国特許庁によると、社会的企業認証制度（＊）の施行後、社会的企業の商標出願件数は、認証初期の2007年の125件から2017年には376件へと約3倍に増加したことが分かった。

＊社会的企業認証制度：2007年1月、社会的企業育成法が制定、7月から施行
（一定の認証要件を満たし、雇用労働部長官の認定を受けなければならない）

認証制度の施行後、2018年6月までに申請された社会的企業の商標件数は計2,889件である。2007年から2011年までは約100件であったが、2012年から2017年までは毎年300件以上、増加し続けたことが分かった。

主要商品（業種）別に出願の現況を見ると、全体の出願件数（2,889件）のうち、卸売・小売業349件（12.08%）、教育・指導・文化活動業258件（8.93%）、飲料・菓子251件（8.69%）、食品類202件（6.99%）、化粧品166件（5.75%）、食飲料サービス業146件（5.05%）など、10つの主要商品（業種）が全体の63.5%を占めている。

社会的企業認証制度が施行された2007年から2018年6月末まで、社会的企業として認定を受けた企業は計1,978社（＊）で、このうち商標を出願したことがある企業は1,721社で全体の87%であることが分かった。

＊出典：韓国社会的企業振興院

特許庁商標デザイン審査局長は「雇用拡大や二極化の解消などにおいて重要な役割を果たす社会的企業が、安定した企業活動を行い、成長しつづけるためには、商標権の確保が重要だ」とし、「このような社会的企業が、商標出願はもちろん、登録後も適切に管理することができるよう、教育実施、コンサルティング提供、懇談会開催などを行い、積極的に広報していきたい」と述べた。

その他一般

5-1 AI関連の特許競争が加速化、独走するサムスン電子をETRI・SKTが追撃

電子新聞（2018.8.1）

第4次産業革命の中核技術とされる人工知能（AI）の分野で最近7年間、韓国国内特許出願が急増していることが分かった。特許出願件数は4～5年ごとに倍増する傾向に

ある。サムスン電子が AI 関連特許出願をけん引している中、クアルコムやマイクロソフト (MS)、Google などの外国企業による出願も活発であった。

8 月 1 日、電子新聞が特許情報振興センターに依頼し分析した資料によると、2012 年から今年上半期までの AI 特許出願件数は 1,753 件となっている。

注目すべきは、特許出願が急増したことである。AI 関連の特許出願件数は 2007 年には 111 件であったが、5 年後の 2012 年には 208 件となり、4 年後の 2016 年にはほぼ倍増の 388 件となった。

昨年と今年の出願件数は、それぞれ 138 件と 18 件となっているが、これは未公開特許を差し引いた数値である。未公開特許が公開されると、特許出願件数も増えるだろう。

特許情報振興センターの関係者は、「特許出願から公開までの 1 年 6 カ月の間は特許を未公開にすることができるため、通常 2 年以内に発表される統計には未公開特許が含まれない」とし、「未公開特許が公開されると、昨年と今年も AI 関連の特許出願が増加する流れは続くだろう」と述べた。

AI 関連の特許出願はサムスン電子、SK テレコムなどの企業が主導し、大学や研究機関が追う形となっている。2012 年から今年上半期までの出願件数を見ると、企業による出願が 1,051 件で全体 (1,753 件) の 59.9% を占めており、次いで大学 373 件 (21.2%)、公共機関 237 件 (13.5%)、個人 92 件 (5.2%) となっている。

出願の主体別で見ると、サムスン電子が独走するなか、韓国電子通信研究院 (ETRI)、クアルコム、SK テレコム、マイクロソフト (MS) が後を追っている。サムスン電子は 2012 年から 2018 年上半期まで 145 件の AI 関連特許を出願した。続いて ETRI 106 件、クアルコム 85 件、SK テレコム 43 件、MS 39 件の順であった。これらの出願件数は 418 件と、2012 年から今年上半期までの出願件数 (1,753 件) の 23.8% を占めている。

分野別では、視覚理解技術関連の特許が多くなっている。視覚理解技術とは、映像の内容や状況を理解し、予測する技術である。続いて言語理解技術、状況理解技術関連の特許などがあつた。音声認識などの AI 技術と製品の融合に伴い、源泉技術より応用技術関連の特許が多くなった。

特許情報振興センターの関係者は、「学習・推論とコグニティブ・コンピューティングについては、AI の源泉技術に分類し、視覚・言語・状況理解については、直ちに製品・サ

ービスに取り入れる応用技術に分類した」とし、「実際、AI 関連技術が製品に取り入れられているため、応用技術を中心に特許出願が増加した」と説明した。

今後、関連市場が拡大するとみられるなか、AI 関連の特許出願競争は激しくなるだろう。クアルコム、MS、NTT ドコモ、Google などグローバル企業も韓国に多くの AI 関連特許を出願している。

延世大学コンピュータ科学科教授は「グローバル企業は AI に関して韓国市場に潜在力があると見ている」とし、「製造業の分野でディープラーニング（深層学習）を活用して効率を高め、故障を最小限に抑える特許がさらに増えるだろう」と見込んだ。

5-2 創造経済イノベーションセンターの機能強化、地域特化事業から地方起業のハブまで

電子新聞（2018. 8. 6）

創造経済イノベーションセンター（以下、イノベーションセンター）は、技術ベース起業の活性化、中小ベンチャー企業の科学技術革新力の強化を図るために設けられた。

2014 年 9 月、大邱イノベーションセンターを皮切りに、2015 年 7 月までに全国 17 地域に 17 カ所のイノベーションセンターが開設された。イノベーションセンターは朴槿恵前政権の核心政策であった「創造経済」を実行する本拠地として注目を集めた。

イノベーションセンターでは産業の特性と大企業の力に焦点を当てた地域特化事業が運営され、大企業・政府・自治体が起業・スタートアップを共に支援する仕組みになっている。大邱の特化産業は情報技術（IT）・電子・繊維で、後援はサムスンが行い、忠清北道の特化産業はバイオ・ビューティーで、後援は LG が行っていた。

全国のイノベーションセンターのうち、最初に設立された大邱センターは、1 年間、ベンチャー企業 16 社に 25 億ウォン規模の投資を行った。忠清北道はスタートアップ 56 社・中小企業 45 社に 4, 110 億ウォンを投資した。釜山は 67 社を支援して革新商品 145 点を発掘し、163 億ウォンを売り上げた。全羅南道は 6 社を発掘・支援し、4, 150 万ウォンを売り上げ、27 人の採用を生んだ。

運営後 1 年が経った頃、効率について疑問が呈された。雇用創出と地域経済の発展という役割を果たしているのかという指摘であった。

朴槿恵大統領の弾劾を求める気運が高まるとともに、企業と自治体はイノベーションセンターへの予算を徐々に削減した。そして文在寅政権が発足後には創造イノベーションセンターの機関名と役割が俎上に載った。

イノベーションセンターの前身である創造経済タウンのウェブサイト構築試案をめぐる疑惑とともに、大企業を巻き込んだのではないかという声が高まったためである。

現政権は、センターの看板はそのまま残して機能だけを改めることにした。中小ベンチャー企業部はセンターの名称にこだわるよりも、各イノベーションセンターの強みを生かす方向で組織を再編し、機能を充実させることにした。

政府は今後、イノベーションセンターを地方起業のハブに変えていく方針である。このため、各技術イノベーションセンターの役割を一部調整し、拠点化する計画である。京畿創造経済イノベーションセンターは、従来のモノのインターネット（IoT）・フィンテック・ゲームから自動運転、仮想現実（VR）・拡張現実（AR）、フィンテック、情報通信技術（ICT）へと特化分野を改めた。

大田は人工知能（AI）、先端センサ、全羅北道は農業バイオ・食品、ソウルはデザイン・ファッション・文化、浦項はバイオ分野、仁川はヘルスケア・ドローン分野がそれぞれ追加された。釜山は流通分野、慶尚南道は機械分野、京畿はグローバル分野、忠清南道は特許サービスの全国拠点として育成される。ソウルと全羅南道はソーシャル・ベンチャースタートアップを発掘、支援するリーダー役を務める。

5-3 大企業のイノベーションセンター離れが進む

電子新聞（2018. 8. 6）

韓国の全国 17 カ所の創造経済イノベーションセンター（以下、イノベーションセンター）を専任する大企業が納付した寄付金総額が、最近 2 年間で 3 分の 1 に減少した。参加については大企業の自律に任されているため、この現象は加速化する見通しである。大企業としては、政府の明確なシグナルがない状況で投資を続けることは困難だという立場である。

イノベーションセンターは政府・自治体・大企業がスタートアップを支援する仕組みになっている。これは、世界に類を見ないビジネスモデルである。しかし、設立後 4 年が経ち、大企業のイノベーションセンター離れが進んでいる。各イノベーションセンターへの大企業の寄付金総額は 2015 年には 327 億ウォンに達していたが、昨年は 125 億ウォン

ンに激減した。今年はさらに深刻な状況である。寄付金を出した大企業が3~4社に過ぎないのである。

これは予想されたことである。多くの大企業は政策に呼応するために、イノベーションセンターに参加した。社会的責任を果たし、企業内に核心的な雰囲気を作りたいという表面上の理由もあっただろうが、実際、選択せざるを得なかっただろう。

それが、現政権に入ってガラリと雰囲気が変わった。政府はイノベーションセンターへの参加について大企業が自ら決定することにした。その以降、大企業は政府の意図を見極めるために奔走している。

参加については企業が決められるようになったが、若者による起業、地方での起業活性化を訴える政府の基調に従わないわけにはいかない。さらに前政権が展開した事業に積極的に参加していたことがむしろ現政権に嫌われる原因になりかねないという声もある。

匿名を条件に話したある大企業の関係者は、「今年は支援計画を立てていない」として「政府が参加を大企業の自律に任せた本当の意味が分かるまでは、決定を下すことは難しいだろう」と述べた。

イノベーションセンターと大企業間の不協和音も原因である。意思決定における主導権争いが激しいほか、イノベーションセンターを下部機関だと見下ろす一部の自治体まで登場し、亀裂が入ってしまった。まだ整理はついていない状況である。

特定の地域という限られた起業家プールから玉石を見分けることが容易でないのは事実である。これも大企業が参加を躊躇する一因となっている。

あるイノベーションセンター長は「政策変更により、大企業の予算が削減されることは予想していた」とし、「他の企業や投資家を確保するために努力している」と述べた。続いて「政権交代により、大企業が約束を反故にするのは残念極まりない」と指摘した。

イノベーションセンターは換骨奪胎を図っている。大企業のイノベーションセンター離れが進み、新たな代案が必要となった。幸い、中小・ベンチャー企業の支援により、時間を稼ぐことができた。

イノベーションセンターの担当が未来創造科学部から中小ベンチャー企業部（以下、中企部）に変わり、イノベーションセンターが政府の事業に参加する機会が増えた。最近

では中企部が推進する「技術革新型創業企業支援事業」の運営機関に選ばれた。若手起業家 1,500 人に最大 1 億ウォンずつ支援する事業である。これで、スタートアップ育成というイノベーションセンター本来の役割は果たすことができるようになった。

しかし、専売特許の事業発掘は急務である。これについてイノベーションセンターが独自で生存することができる差別化された事業が必要だという指摘がある。多くのイノベーションセンターは現在、地域の中小・中堅企業、大学を対象に協力パートナーを探している。大企業の空席を埋め、地域社会へより深く浸透するという戦略である。地域起業のハブというイメージも固める目標である。

イノベーションセンターの機能にも変化があるだろう。専任する大企業の性格に合わせた特化事業が一部消えるとみられる。仁川は物流、忠清北道はバイオ・ビューティー、全羅北道は炭素繊維などの主な事業分野で調整を図る見通しである。

開放型イノベーション（オープンイノベーション）の推進エンジンは、さらに強くなる予定である。意思決定の方法が現場中心に変わり、イノベーションセンターの理事会や地域革新創業協議会などと活発な議論を行って決定する構造を作る。

保育・投資機能も再編する。中企部は、投資力のあるイノベーションセンターがアクセラレーターになれるように支援している。仁川イノベーションセンターは最近、仁川地域初のアクセラレーターに登録した。また、中企部は保育企業向けの後続支援プログラムも見直す。さらに、技術保証基金と協力してイノベーションセンターの専門性も高める。

他のイノベーションセンター長は「イノベーションセンター事業に対して、前政権は強制的であったのに対し、現政権は自律的」とし、「イノベーションセンターが自ら成長できる力を身に着けるまでは、政府や大企業の支援が求められる」と述べた。

5-4 サムスンの未来技術育成事業、研究課題に 428 件、5,389 億ウォンを支援...
今後、第 4 次産業革命に集中

電子新聞 (2018. 8. 13)

サムソンは韓国の大学や公共研究所と共に韓国国内の基礎科学研究の基盤を固める未来技術育成事業を展開することで、韓国の科学技術業界にチャレンジし、創造的な研究を支えている。2022 年までに約 1 兆ウォンをさらに投入し、第 4 次産業革命に備えた人工知能 (AI)・5G・モノのインターネット (IoT)・バイオ産業の未来中核技術を育成する。

サムスンの未来技術育成事業は、これまで基礎科学分野 149 件、素材技術分野 132 件、情報融合技術（ICT）分野 147 件など、計 428 件の研究課題に計 5,389 億ウォンの研究費を支援してきた。ソウル大学・KAIST・浦項工科大学（POSTECH）など国内の大学と、韓国科学技術研究院（KIST）・高等科学院などの公共研究所 46 機関の教授レベルの 1,000 人余りを始め、計 7,300 人余りの研究人材が事業に参加する。

サムスは 2013 年 8 月、サムスン未来技術育成財団（基礎科学担当）とサムスン電子未来技術育成センター（素材・ICT 担当）を設立し、民間企業としては初めて研究支援事業を展開してきた。サムスは今後 2022 年までの 10 年間、計 1 兆 5,000 億ウォンを未来の科学技術研究に支援する予定である。

サムスは未来技術育成事業が、公正な課題選定、安心して難しい問題に挑戦する柔軟な評価・管理システムの導入、研究課題が国内企業のイノベーションや起業などにつながるオープンイノベーションを支援し、新たな研究文化をリードしていると評価した。また、民間企業初の研究支援事業として国で支援しにくい挑戦的な研究を支援し、優秀な若手研究者を発掘する効果も生み出した。

サムスン電子は今後、未来技術育成事業を通じて AI・IoT・5G など第 4 次産業革命の基盤技術への支援を拡大し、それを学界・産業界に共有するオープンイノベーション体制を構築する。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム